

退学する場合の注意事項

- 1 疾病その他やむを得ない理由のため退学しようとする学生は、学長に願い出てその許可を得なければなりません。
- 2 退学しようとする学生は、「退学願」に理由、期日を記入し本人及び保証人がそれぞれ自署したのち、学務課教務係に提出してください。なお、退学願は緊急の場合を除き、**退学しようとする日の1月前まで**に提出してください。
- 3 疾病により退学する場合は、医師の診断書を添付してください。
- 4 **退学の日**の属する期の授業料は、**全額納入しなければなりません。**
前期で退学する場合は9月30日付、後期で退学する場合は3月31日付としてください。それ以降の日付になりますと、次の期の授業料が発生しますのでご注意ください。
- 5 **学生証は、退学日までに学務課教務係に返却**してください。他にも、**大学から貸与されているもの（ロッカー鍵・図書等）があれば、併せて返却**してください。
- 6 **日本学生支援機構奨学生の場合は、大学への退学願の他に日本学生支援機構への異動願を提出する**必要がありますので、学務課学生担当窓口で手続きをしてください。
- 7 退学を許可された場合は、本人に退学許可の通知文書を送付しますので、**あて先を明記した封筒を退学願と一緒に提出**してください。
- 8 その他不明なことがあれば、本人又は保証人が学務課教務係にお問い合わせください。

担当窓口

〒116-8551

東京都荒川区東尾久 7-2-10

荒川キャンパス管理部学務課教務係

電話 03-3819-1211 (代)

内線 221